

南部藩越前堰開拓村落の

微視的歴史地理に関する若干の問題

山 田 安 彦

研究の動機とその歴史地理学的意義

さきに、私は社会規範が地割景観を如何に規制するかについて、古代の地割景観を分析し、その景観体系・組織構造を理論的に構成することを試みた^①。その後、さらに古代の社会倫理が地域体系形成の基底に如何なる役割を果たすか、つまり地域体系を形成する基本的な構造を論及したのである^②。

その目標はいずれも地域の時間的変貌と空間的変化を統合し、地域の変化様相を把握するにある。すなわち地域の変化の法則性や地域独特の運動方向を明かにする。

本稿の場合もその目標は同じであるが、近世開拓村落を取挙げ、従前の筆者の歴史地理学の理論構成を現実の地域において検討を加え、さらに臨地の歴史地域を分析することにより、地域変貌の様相を把握して行きたい。

変化は歴史であるが、歴史地理学が取扱う変化はただ時間的系列に従って整理するだけではない。歴史地理学は地域主義に立脚するのであるから、地域史に傾倒するのではなく、時間によって人間社会の体系が変容すれば、それに

伴なつて地域体系が変化することに注目すべきである。そこに追究の焦点が存在する。時間によつて人間が関与してゐる地域構成要素の組合せや関連性が変化する状態および地域形成の主導要素の質と量の変化を理解して、時間による地域のカテゴリの相異を明かにしておくことが重要になる。これが明瞭に把握しえないと、地域進化の体系を整理しえない。地域の変化は社会経済史的な過程と同様には考えられないのではないか。つまり社会機構・経済構造・科学技術が発達しても、土地割や集落状態・位置、道路の位置などは容易に変化しないで、持続する。しかし景観は突如として破壊される場合がある。たとえば、農業慣行は合理的な方法により、耕作規制は伝統主義により変化の速度はおそい。ところがある時は戦争により村落は切斷され、また再殖民し、政治体制や為政者が変化することにより、さらに近代化により共同体の慣習が急変させられることもある^⑧。このことが地域構造に変化をあたえることになる。

要するに、はつきりしていることは、地域によつて変化の様相と速度が異なつてゐることである。また同一地域内でも地域構成要素や地域細胞によつても変化の状態が違ふ。これのみではなく、景観は全く変化していても、過去から永い歴史的・民族的伝統が基底となつて、社会規範・社会体系や民族の土地に対する觀念が今日もなお地域体系の基盤に大きな礎となつてゐる場合がある^⑨。ここに地域変遷が社会経済史的な変化と異なる特性があり、歴史地理学の重要な課題が存在する。

問題の基本的視角と接近方法

今論述した歴史地理学の課題を究明するには、人間を集団としてのみ取扱うのではなく、人間を基本から考察して

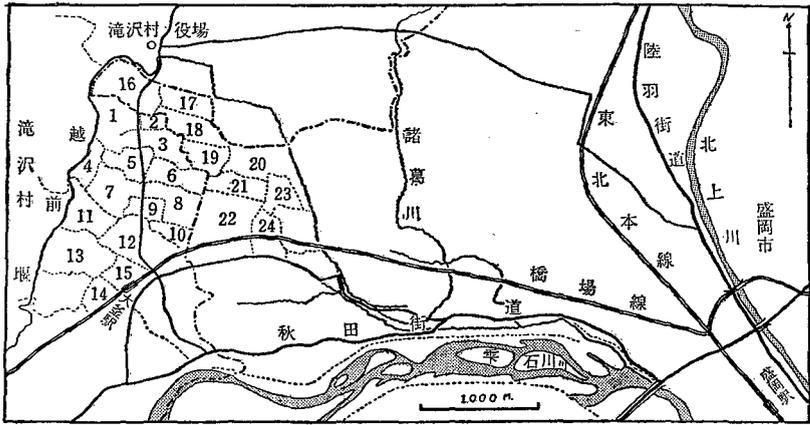
土地を観察しなければならぬ。つまり人間は生命をもった個体として存在する。そこで個体の維持、また新しい個体を生み出す種族維持が生活の基本的な契機である。したがって土地を媒介とする人間関係は、生物学的機能が基礎になるが、個体は唯一つの個体として存在しえないから、個体は集合という形式をとって実在する。人間は個体としての生活と集団としての生活があるので、この二つの面を統合して人間の生活を把握しなければならない。そこで、生物学的機能を基礎とした上に、生活の基本的契機により、社会経済的機能である生産と流通が存在し、さらに人間の秩序と精神の安寧のために社会機能（政治・法律・道徳・宗教・芸術・科学）が出現する。つまり、これらの機能の層が重層的に立体構造を構成し、しかも各層が相互に前提となることが理解される^⑧。この基本的な人間関係の論理構造に従って、人間が生活する舞台である土地（地域）というものを理解しようとすれば、まず集団のなかの個としての人間が生活を営む *Habitat* を知り、そのなかでの生産と精神生活を究明し、それらによって形成される地域細胞（地域構成の単位地域）を把握することが不可欠である。個体の環境として場が考えられ、場と個体との関係を所としてみる^⑨。この関係が経済構造・社会機構・社会倫理によって、個―場―所のシテュエイションの様相と内容を形成するものである。これが明かになれば、各家と集落、集落と集落、さらに集落と集落を統合した地域、その地域と地域との関連、すなわち地域体系が明白になり、人間が関与している地域の動きを把握しうる。

なお、重要なことは人間が生活を確保し、存続するには慣習という手段に注意することである。社会慣習に基づく集団生活の総体こそ、文化である。それを分析しなければ、地域を把握するには至らない。人間社会には一定の目的（安寧・利益・幸福）に向って進む生活慣習がある。これは人間社会の秩序のために、集団が厳重に遵守すべきもので、ここに規範が生ずる。したがって慣習はゲマインシャフト的意志であり、これが土地に投影されるとハイマート

となり、その土地はその慣習に従う生活共同体構成員の共属 (Zusammengehörigkeit) であり、さらに土地に対する生産過程 (農耕など) を媒介として慣習はより強固なものとなる。慣習は共同体の秩序を維持する因子であり、また共同体の意志でもある。集団のなかの個人が社会秩序に従うのは、個人の社会生活の基底に個体維持、種族維持の因子が存在するためであり、これが社会の価値基準になる。その秩序を存続させるために慣習規範がある。これは時間が媒介することにより、祖先の信仰、神に対する遺傳的感覚や伝統的義務という慣習が育成され、慣習の効果を一層高め強化し、共同体を神聖化して行くことになる。

調査対象の地域

調査地域は盛岡市行政市域の西部にある土淵、それに盛岡市と西隣する滝沢村の東南部の一部である。調査は小字単位に行なった。その地域とその周辺部を概観すると、滝沢村は北上川上流の西、盛岡市に西隣し、村の北部は岩手山 (二〇四二・五米) を仰ぎ、中央部には奥羽山脈の支脈が走る。その支脈には、烏泊山 (三八九・一米) ・高峯山 (四二〇・一米) ・燧堀山 (四六六・八米) ・沢森山 (五八一・八米) ・中村森 (二三二・八米) が連っており、豊富といえないが森林資源を有する山林地帯で、その西斜面には全国的に観光牧場で有名な小岩井農場がある。その東南斜面には大体標高一四〇米前後に水田を主とする果樹栽培と酪農を営み、東は諸葛川、南は雫石川に接する。この水田地帯が調査対象の地域である。この地域が後述する近世の越前堰の開鑿による開田地域なのである。この地域の北は岩手山麓開拓地帯であり、集約酪農で酪農と畑作を中心とする純農村を形成。昭和二八年北上川特定地域総合開発計画が施行され、昭和三五年に北上川の上流の丹藤川に岩洞ダムが建設され、これを水源とする灌漑用水が北上川を逆



第1図 調査地略図

- | | | | | | |
|--------|--------|---------|---------|---------|---------|
| 1. 鶴子 | 2. 谷地上 | 3. 長坪 | 4. 割田 | 5. 堰合 | 6. 新道 |
| 7. 二又 | 8. 米倉 | 9. 谷地中 | 10. 小谷地 | 11. 綾織 | 12. 小谷地 |
| 13. 荒屋 | 14. 黒畑 | 15. 明法 | 16. 北野 | 17. 山崎 | 18. 谷地上 |
| 19. 万徳 | 20. 矢無 | 21. 荒屋敷 | 22. 谷地道 | 23. 古屋敷 | 24. 橋場 |

サイフォンによって横断し、今日この滝沢村を貫流し、耕地を養っている。

滝沢村は明治三二年四月一日に、旧滝沢・旧鶴飼・旧大沢・旧篠木・旧大釜の各村が合併して、今日の滝沢村となる。昭和三二年一月一日現在人口は七四二六、昭和三五年一月一日には八八四一人、昭和三一年一月一日には九五四五人となり、昭和三二年八月一日に同村一本木に自衛隊が駐屯して、三三年一月一日には人口は一、三一九となった。昭和三六年七月一日現在の人口は二、〇五八である。村の主産業は農業で、全世帯数三〇四三のうち、一三七六が農業世帯であり、そのうち専業農家は七六一、第一種兼業農家が四八五で、残りが第二種兼業農家である。第一次産業就業人口比率は全就業人口の六八・七％（昭和三五年現在）という農村であるが、盛岡市に隣接するため、人口流動をみると昭和三八年間の集計では転出が県内一六四人、県外一一五人で、転入が県内から四九五、県外から四五三人という状態で郊村の様相に移行しつつあ

る。県外からの転入は殆ど自衛隊員である。ところが昭和三十七年の村民一人当りの所得は九七、〇九〇円（人口一、二三四 自衛隊を除く）で、岩手県民一人当り所得の一、一三、四四六円の八五・六％であり、本村の就業者一人当り所得は一七二、一五九円（総就業者数六、七六〇人）で、岩手県民のそれは二四九、六五七円であるから、その六九％という低きである。

さて、滝沢村の東南部水田地帯は越前堰土地改良区編の「越前堰之沿革」（昭和三十一年一月三日発行）によれば、南部藩が盛岡に不來方城を築城してから、この村の東南部の開田が盛んになったが、はじめは秋田への街道が鬼古里坂を經由していたので、鶉飼の山麓から拓けたという。ところが寛永一七（一六四〇）年に、雫石川に沿う通路が竣工してから、岩手山からの溪流を集水し、灌漑に利用することを着想して実現に努力したが、越前より移住してこの地に土着した百姓の子、篠木の住人綴織越前であると伝えられている。越前堰については明確な史料は目下のところまだ見出されていない。それから元禄一六（一七〇三）年八月越前国行脚僧空念が盛岡西部の稲作改良を時の城主信恩に建唱して着手。これに端を発して越前堰を完成に向ったが、その前に貞享三（一六八六）年三月岩手山の大噴火により大被害があったので、そこで享保三（一七一八）年に藩が積極的に開墾と開田に乗り出した。さらに寛保三（一七四三）年に至り、藩は新田奉行をおき、藩内の開田に努力したのである。このようにして現在の肥沃な水田地帯が形成されたのであって、地籍図を観ると地割は方格状や長方形に近い形状を示すが、注意すれば条里地割とは異なり、近世開田の地割であることが理解される。筆者もかつてこの付近の地割をみた時には条里的と思つた程類似している。最近、二、三の研究者が北上川流域の近世の地割を条里と推定しているが、充分なる検討が必要である。

調査地域を行政的に具体的にいえば、滝沢村大字大沢小字鶴子・谷地上・長坪・割田・堰合・新道・二又・米倉・谷

地中・小谷地、大字篠木小字綾織・小谷地・荒屋・黒畑・明法、それに盛岡市大字土淵小字北野・山崎・谷地上・万徳・矢無・荒屋敷・谷地道・古屋敷・橋場である(第1図参照)。

地割の形状とその成因

調査区域のうちで、特に盛岡市大字土淵の小字山崎・谷地上・万徳・矢無・荒屋敷・谷地道、この区域に西隣する滝沢村大字大沢の小字谷地上・長坪・新道・米倉・小谷地の部分における道路網は東西の道路が比較的平行して走り、水路網もややそれに類似し、整然とした形状を示す。航空写真と合せて、現地で測定すると、条里尺の一町の間隔よりも五間ぐらいの広・狭の差がある。しかも方形の道路網ではなく、東西に長い長方形を示す。さらに詳しくいえば、地籍図に現われている小農道と灌漑用水路は東西に長い直線状を示し、南北の間隔が大体二〇間おきぐらいに平行線状を呈するが、南北に通る農道は長い連続したものではなく、断続的に直線でもって東西の道路から道路へ連絡しており、南北の道路と道路の間隔は大体六〇〜八〇間である。この地割(道路割)を基盤にするから、内部の耕地の形状は必然的に南北に細長い長方形を形成し、しかも一枚の水田面積はやや等積であるが、一筆となると、東北では一般に耕地区画を数枚合せているので、面積も形も不等になる。

本調査地域のように奥羽山脈の支脈の傾斜変換線から、この支脈の縦谷である諸葛川までの傾斜を地図上で測定すると大体一〇〇〇分の六〜七で、北から南まで一様の単純な傾斜面(第3図参照)である。第3図の等高線をみても大体平行に走っていることからしてもうなずける。

傾斜変換線の位置にやや沿って、大きな屈折なく灌漑幹線である越前堰が南から北に流れ、小字北野のあたりで東



第2図 耕地形状と宅地周辺の所有地分布

滝沢村大字大沢小字小谷地の耕地割と農家の宅地周辺の所有耕地分布

1. 道路 2. 水路 3. 一筆界 4. 水田畦畔 5. 宅地 6. G.S.農家の所有耕地
 7. K.農家の所有耕地 8. M.農家の所有耕地 9. S.S.農家の所有耕地 本図の耕地はすべて水田。

に折れて東南流する(第1図参照)。南北に走る用水幹線から分流する支線の灌漑水路は必然的に傾斜に沿って建設されるから東西に平行する水路網となる。また傾斜に従って開田するとすると、等高線耕作法の形態をとることになり、南北に長い長方形の耕地形状を示す。この地域は灌漑用水が東西に流水するために、水との関連は東西に強いことになり、各家の所有耕地(各戸周辺の所有耕地分布)は東西に長く分布することが多いし(第2・3図参照)、本家・分家の血縁関係や近隣関係も東西の場合が緊密である。

さらに地割を注意して観察すると、大体高度帯毎に地筆が変っている。一筆は一所有者であるから、開拓者によって傾斜地が水田に適するように、平坦面に改変され、水田面が形成されると、その平坦面が水田一団地として認められ、所有権なり、占有権が認められたのではないかと考える。何故かなら小字界も開田された地形面の等高線と一致することから、推察しうるのである。このように高度帯によって水田一筆が異なり、また同じ高度帯でも、微地形により水田面が異なり、若干の高度差をもって階段状に接するから、水田の畦畔は容易に変化しえない。また水田の畦畔を変化させるとすれば、灌漑用水路まで変えなければならぬので、自己の所有耕地といえども変化させえないことになる。

かつて別稿^⑥で、地割景観が他の景観よりも持続性が強く、容易に変化しない要因として農耕社会の社会規範に規定されていることを追及したが、ここでは地形面が農業経営や技術に与える影響から観察したのである。

なお、この調査地域のように、傾斜面であるために長方形や方格状に近い地割を呈する例は多い。この近くでは、本村の北に隣接する西根町の大更の小字三ツ家・両沼・大面野に検出しうる(昭和三八年調査)。この地域は元禄一〇(一六九七)年一二月、南部藩によって開田された大更新田(南部叢書五)である。同町の旧田頭村小字中沖・東には条里地割にやや類似する地割が極めて小部分に存在するが近世の開拓によるものと考えてよい(昭和三八年調査)。

地割形状と営農技術

地割は地形だけに規制されて長方形や方格状の形状を形成するのではない。全く傾斜のない平坦地でもそのような形態を示す。例えば利根川下流の水郷地帯にも水路は平行に走っている。これは営農の面から、鋤を利用する耕作では地割形状が長方形である方が能率をあげるからである。また、その分析には平野の地形の形成条件や要因を考慮する必要がある。例えば、メソポタミアの海岸沖積低地に方格状の水路網が分布する^⑧が、平野の地形発達の過程から考察していることを学びたい。

しからば耕地開拓の初期には、何故方格状地割が多いのか。形状のみをみれば、これはわが国や中国の水田に限らず、ローマのケントゥリアでも、ケルトの耕地の場合とか、またそれらに比較すれば最近のことであるが、北アメリカのタウンシップ、北海道の屯田兵村などは方格状の地割形態である。ケントゥリアについては、古代国家確立のため社会政策・経済政策・土地計画や交通体系の整備の点などにその形成要因があることを追究した^⑨。しかし、この場合、他の古代耕地の形状を論及するのではなく、近世開拓の耕地が何故、長方形や方格状を形成するようになったか、その要因を究めたい。古代の方格状耕地割を考察した例から類推して、営農・耕作方法・灌漑方法・割当配分・徴収体系の確立の点から方格状が合理的であると考えられる。

特に灌漑を要する耕地の開拓は、灌漑工事に多くの労力と経費を必要とするから、それを最少限にして、用水利用の効率を大にするためには、緩傾斜を利用し、直線の幹線水路を一本通せば、それに直交する支線を設けるのがよい。このことは一般的に考えられることである。

このような実例は北アメリカのアリゾナの東北部に居住するホピ族の灌漑形態にもみられる。ホピ族が小湧水を利用した小地域の耕地の灌漑形態においてすら、やや等積の直方形の耕地割を施している。この湧水も耕地もホピ族内の特定のクランの共同管理である^⑧。

耕地の形状は地形・水利形態・営農・民族的伝統の諸条件により異なる。これを古代の場合についてみると、やはり地形と営農技術に起因する。わが国の登呂遺跡^⑨や安国寺遺跡^⑩の場合とか、それと栽培・営農が大きく異なる鉄器時代のケルトの耕地も方格状の様相を示す^⑪。ケルトの耕地形状と構造については改めて論を展開したいが、プリミティヴな耕地形状は大きく二つの形に分けられる。一つは円形、他は方形である^⑫。青銅器時代末期からケルトの耕地には四分の一から四分の三エーカーの面積を有する方形が現われた^⑬。これはそれまでの移動農業から定住農業へ移行する時期において、低地に形成されたのである^⑭。それは犁が發明され^⑮、牛を家畜として利用し、犁で耕作するようになったので、方格状耕地を規定する大きな要因となったと考えられる^⑯。営農・耕作技術の面から緩傾斜を利用して方形の耕地を形成している^⑰。ケルトの耕地はすでに鉄器時代において具体的な方格状を示している^⑱。測量技術の理由から方形か長方形の耕地を形造ることは当然考えられるが、測量技術が未発達でも二頭立もしくは四頭立の犁が發明され、利用されるようになると一般的に耕地の基本的な形態は方形になる^⑲。耕作技術から方格状地割が合理的であるだけでなく、耕地配分、交通体系、税徴収体系の確立からも便利である。したがって古代の方格状地割が後世に現われても不思議ではない。現に中国では孟子の助法に由来した「井田」の理想を雍正三（一七二五）年に新城県・国安県、さらに七年には霸州および永清県に模倣施行した^⑳が、その性質は別なものを備えていた。わが国も条里施行当時の機能とは異なるが、条里形態の地割を施したのは、山城国綴喜郡山本部落に典型的なものが存

在する。これは近世の施行であることが文書から明かにされている^②。また近江犬上川流域にも条里タイプの新村がある^③。なお条里的な地割ではないが、一辺だけが一町割でしかも数詞の坪付地字名をもつ、天正・慶長期の開拓地割も発見されている^④。

東北の営農技術と耕地面積

調査地域のなかで、長方形の農道網、水路網を有する大字大沢十二地割（小字舛《研》村・下屋敷・米倉）と同大字十四地割（小字小谷地・四ツ家）についてみると、前者の場合は、全耕地筆数が四五筆で、一筆の平均面積が約一反二畝であり、一筆内の水田枚数が平均四・九枚、したがって水田一枚の平均面積は二畝一三歩余となる。後者の場合、一筆の平均面積が一反四畝二五歩、一筆内の水田枚数は平均五・五枚で、一枚の水田平均面積は二畝二一歩弱という小面積である。これらの地区と隣接する盛岡市土淵の小字谷地道の一筆平均面積は一反五畝一四歩で、その内部の水田枚数は平均四・三枚、その一枚の平均面積は三畝一八歩弱で、やはり小耕地経営である。

一筆の面積が、畿内のそれよりも大きく、しかも一筆のなかを数枚あるいはそれ以上の数の水田に区分しているが、これは如何なる理由によるかは後述するとして、最近では分筆が多い。その分筆の多い部分を観ると都市化により宅地造成の進んでいる地区とか、バス路線に沿っている付近が多いことがわかった。なお最近の都市計画の交通路の建設により、その部分だけが地目変換され、分筆されている。この他分筆の理由は農地改良により、畑地の一部から水田に地目変換され分筆し、また分家へ耕地を譲渡したために分筆する場合もある。当調査地域の分筆の多くは主として、都市化の影響によるもので、それ以外は大きな変化は見られない。

さて、畿内やその周辺の山陽の諸地域のように、何故に一筆一耕地ではないのか。登呂遺跡の弥生式水田一枚は大体二反を基準にしている^㉔。大阪平野の低地でしかも条里地割遺構分布地帯では水田一枚が大体一反か二反の面積を持つものが多い。それが生駒西麓の傾斜地帯の水田になると一枚約五畝が一般的になる。東海・関東の水田も大体一枚五畝内外である。これは男一人の一日の労働量で、耕起するのも、田植も五畝ぐらいが適当であるといわれる^㉕。男一人一日の労働適量範囲五畝の約半分が、当調査地域の水田一枚の平均面積である。このような小耕地制は如何なる理由によるのか。越前堰の開鑿による開田の当時に牛馬耕が普及していたとすれば、牛馬耕は人力耕よりも二・五倍の能率をあげる^㉖から、大耕地の形を整えていたと考えられるが如何。明治三七（一九〇四）年の岩手県における水田の牛馬耕普及率は三・二%で、畑の場合は〇・六%という低さである。全国的平均は、水田のそれが五三・九%で、畑が三二・九%となっているので、岩手県の低さは驚くべきで、高い県では香川県の水田の場合が九九・三%にも達し、兵庫県の水田が九五・〇%、大阪府の水田が八一・一%、京都府の水田では七五・四%も牛馬耕が普及していた^㉗。

しからば、明治以前の南部藩では牛馬を如何に利用していたのであろうか。馬は代播や運搬に利用されていたと考えられる^㉘が、直接墾耕に利用していたと論定しうる証拠の文書がまだ現われていない^㉙。南部藩において牛の農業経営への活用もあるが、運搬が主で、下関伊郡岩泉以北から田名部地方にかけて古くから牛を飼育し、役畜に利用していた^㉚。

牛馬耕が普及せず、人力耕にたよっていたから小耕地制であるということも一つの要因になるかも知れないが、人力耕によるとしても当調査地域のように、水田一枚が二畝余でなく、五畝内外でもよい筈である。しかし、ここに東

北の気候に支配される要因を見出す。この地域だけに限らず東北では一筆が数枚から十枚余の水田耕区から成る場合が多い。勿論、地形に影響されることが多いが、平坦地でも、緩傾斜地でもそのような一筆内容である。しかもこの地域の一筆には一つの水口を有し、その内部の水田の灌漑は「かけながし」の形態をとる。つまり、一筆内は一所有者であるから、水田から水田へと灌水する方法である。これは水路から直接に水田へ水を引き入れれば冷水のため水稻の発育を阻止することになるから、そのようなことのないように、水稻の発育を助長させ、冷害の被害を最少にいとめるために、「ぬるめ」の形態を利用したが、この「かけながし」の方式となったとも考えられる。

家屋の分布と小字内・大字内の地域体系

盛岡市近郊で散村景観を呈するのは、盛岡南郊の太田と当調査地域であるが、当調査地域で家屋が散在するのはそれ程の広範囲ではない。滝沢村大字大沢と大字篠木の北半分、それに盛岡市土淵の北西部だけである。標高でいえば、一四〇米前後の高度帯に主として分布し、山麓傾斜変換線から緩傾斜をもって沖積地に接する部分および沖積地である。調査地域の家屋分布は村内南北中央幹線道路の沿線、鉄道停車場、盛岡へのバス路線沿線は比較的路村 (Wegedorf) 形態をとる程度で、その外は散在するか、あるいは三〜四軒、もしくは数軒が相互に屋敷林ある間隔をもって集合し、他の家屋団地とは一〇〇米から四〇〇米ぐらいの距離をおいて分布する疎村 (スプイ) の形態をなす。小字毎には全くないところ、数個の宅地が存在する小字、十数軒の分布をみる場合もあるが、宅地数の多い小字は、今説述した主要道路、バス路線に沿う場合である。したがって小字別の宅地数を観ても散在していることが理解しうる。大字大沢内の小字別宅地数表は散村の様相をよく物語っている。そのうちで一〇軒以上の字区は村内の主要道路が通過する字区であ

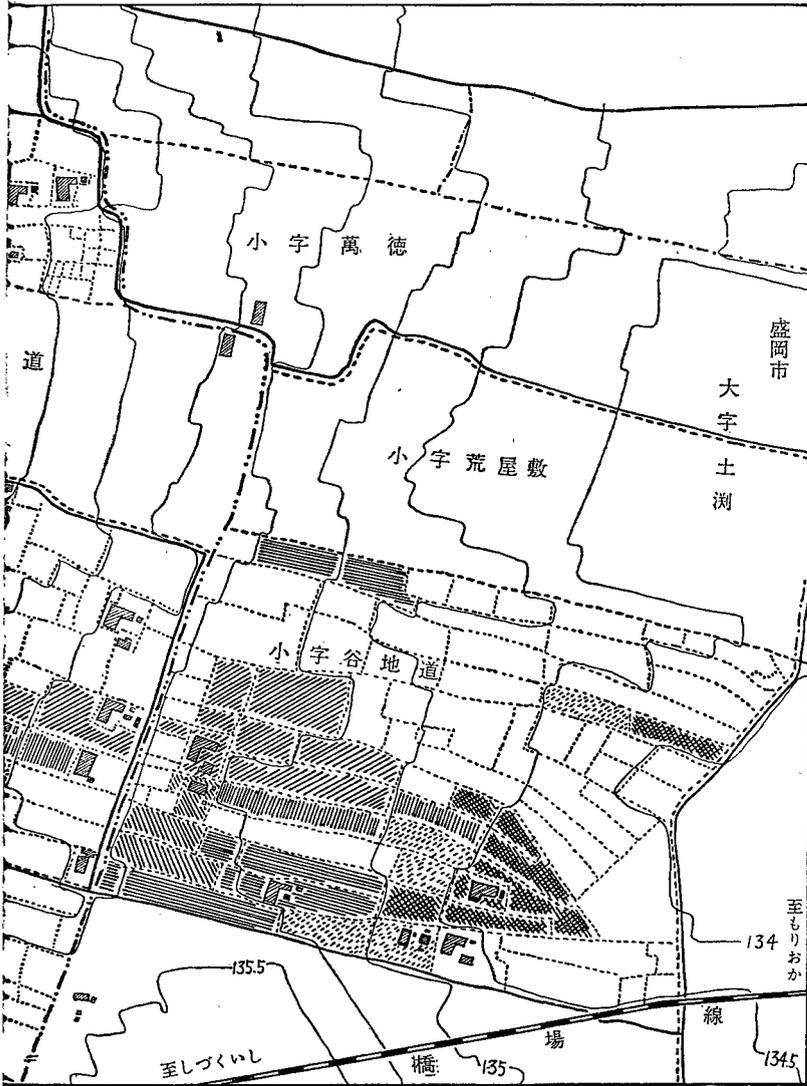
第1表 小字別宅地数

大字	小字	宅地数	大字	小字	宅地数	大字	小字	宅地数
盛岡市土淵	北野	17	盛岡市土淵	橋場	7	滝沢村大沢	割田	1
〃	山崎	4	滝沢村大沢	鶴子	11	〃	堰合	14
〃	谷地上	3	〃	籠屋敷	4	〃	二又	14
〃	万徳	1	〃	箸木平	8	〃	谷地中	9
〃	荒屋敷	0	〃	谷地上	1	〃	舂(研)米倉	15
〃	谷地道	6	〃	長坪	19	〃	下屋敷	5
〃	碓田	0	〃	新道	7	〃	小谷地	5
〃	四ツ屋	13	〃	館	2			

昭和38年8月調査 この数値は世帯数ではなく、生活体を構成する一筆の宅地を現わしたもので、建築物の数ではない。

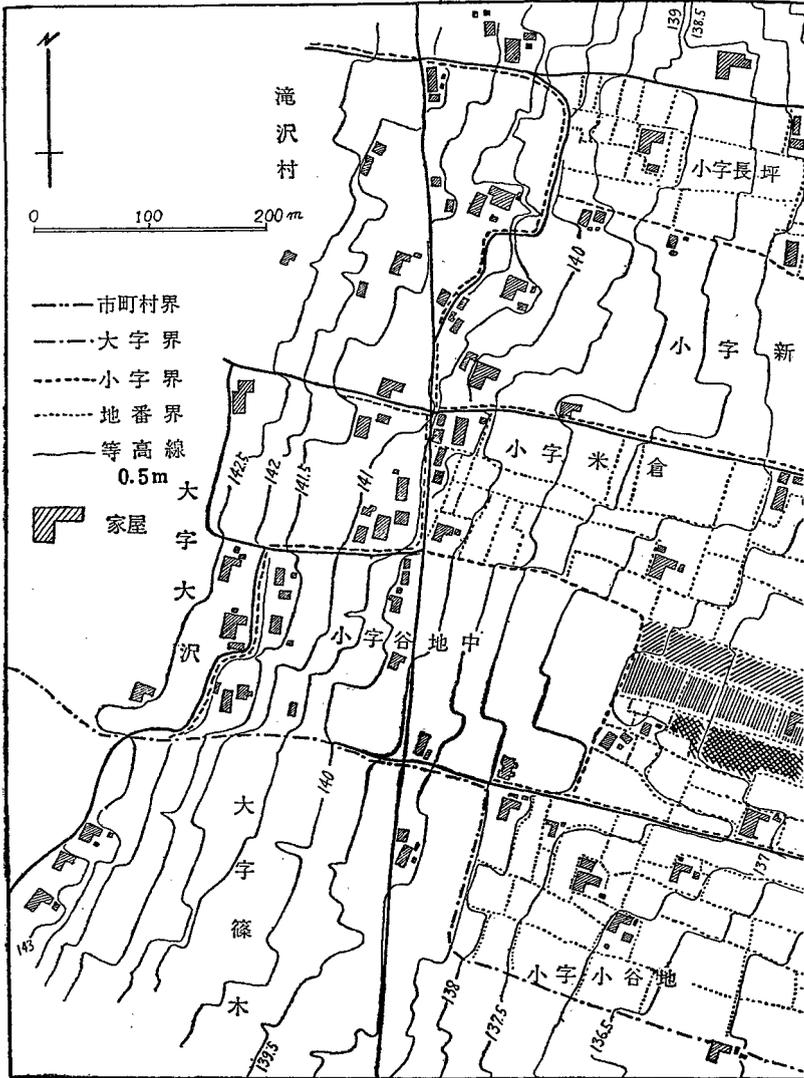
り、それとも盛岡との連絡バス路線が通って部分であるから、比較的家屋が集合したのである。大字大沢や土淵のうちで家屋が一軒だけであったり、また一軒も存在しない小字は、飲料水を獲得しえない位置にあたる。地下水を得ることは極めて困難である。滝沢村字鶴飼東南における最近の調査では七二米掘って地下水をえている(資料は役場保管)。流水を飲料水に利用するにしても、あまりに下流であるため飲料水には適しない場所である。

散在する家屋分布をみるために、試みに五〇〇米平方の方眼をかける。と、一区画内に多くて二五軒前後であり、大体一〇軒前後が一般的といえる。勿論、全く家屋が存在しない区画もある。道路網や水路網からみれば、その網目の形態が長方形や方格状の部分に疎村・散村の形態が現われる。つまり越前堰により開田された地域に分散が比較的顕著であるといえる。これから考えてもこの分散が、この堰と関係していることを考えざるをえない。しかもこの家屋分散地域一帯にわたって、地下水を獲得することは極めて困難であり、一般には不可能に近い状態にある地帯である。ところが、大字大沢の北方鶴飼部落の山麓近くでは大体一米ぐらいの地下水位であるから^{④A}、その無井戸の地帯は詳細な自然地理学的調査が必要と思う。具体的にいえば、滝沢村大字大沢、大字篠木北半、盛岡市大字土淵北西部



と家屋分布

高線と地番界の関係。同じ印線の部分は同一人（宅地と同じ印線の）の所有耕地、



第3図 微地形

滝沢村大字大沢・大字篠木・盛岡市大字土淵の一部の微地形と家屋分布および等第1図の22の字内にある農家の所有耕地の分布を示したもの。

で、技術の進んだ今日でも井戸はなく、飲料水は、越前堰からの分水流の流水を利用してゐる。したがって越前堰から分流する灌漑水路に沿って民家が分布するのは当然のことになる。しかもこの付近の開田は越前堰の開鑿によるもので、各戸の所有水田も水の管理のため、家屋を中央にして、大体その流路に沿って東西に存在している。そのため必然的に各戸相互のその所有耕地だけの間隔をおいて、農家が分散することになるし、集合する場合は流路を介在として、二、三あるいは数個の農家が集合することにもなる。また、その程度分布している方が流水を飲料水として使用するのに便利である。流水利用が一個所に集中すると不便でもあり、濁る場合も多い。勿論、この地域の里人は流水は自分たちの飲料水であるから、神聖視し、絶対に流水で汚物を洗ったりしないし、濁したりすることも無い。

前述した直方形や方格状の道路網と水路網を形成していると、いかなる位置の自己の耕地にも、他人の耕地を通過することなく通行しうるし、給水しうることになる。ましてや地下水の入手に困難な当地域においては、どこでも流水から飲料水を得ることがよく行われている。しかも開拓当初から当地域の水路は生活の基盤となる農耕地と日常生活の基本の一部門である水の二面を満足さす源となつてゐるので、共有物であるだけでなく神聖視し、村落共同体の基底となり、氏神を核として氏子が共同飲食を媒介することにより、共同体の紐帯を強固にし、共同で管理するという、一種のローマ法の聖護物 (*res sancta*) みたいになつてゐる⁹。場合によつては、水を基底とした村落共同体そのものが宗教となり、そのなかから慣習規範を生じてゐる。この細部については後述することにしよう。また、この水路が基盤となつて、この地割は強固に持続してゐるものと思う。何故なら今日はこの村落共同体的紐帯は全く細くなつたとはいへ、流水を今でも飲料水、灌漑用水に利用しているので、かつての遺制はまだ多く残存している。したがって今もこのべたように、都市化や農地改良と種々な波が押し寄せるが、かつての地割景観は残存せざるをえないことになる。

流水を飲料水に利用するということからして、本家と分家の立地関係には一般に流路の流水方面に従って強い結びつきがある。しかし最近はずしもその通りではない。本家・分家という血縁関係だけでなく、近隣関係の社交も流水方向に従って緊密である。つまり、この地域では東西の隣家のつながりが強いことになる。これは水を基底とした共同体において、集落を構成する個と個の「家」の社会構成組織の細胞的構造体系を示すものとして注意される。これが他に影響している。このような共同体の慣習から、分家は本家の上流に立地してはならない。すなわち、この地域では東方に新居を構えることになる。このことが家屋形態にも現われている。この付近は曲屋（家）が多いが、現在では農家の生活改善と馬の飼育が急減して、曲屋を改造しており、純粹の曲屋は少い。しかしその痕跡は追及しうる。しかしてその曲屋がこの地域の西半部に多い。すなわち、西↓東方面に流れる水路の上流部に多いことになる。それはつまり、曲屋は直屋（家）より建築費が多いので、分家は直屋が多い。それ故に、この地域では分家は下流に多いから、したがって、直屋が下流部、東方面に多いということになる。形態からいえば、分家は東向き右平入りで、その上のあたりに、屋根に煙出しの大型のものをつけて、曲屋の略式にする。その煙出し（必ずしも煙出しとは限らない）みたいなものを「カホウ」とこの付近で呼んでいる。

さて、家屋分散のもう一つの主なる理由は、散村地域ならば一般的に知られている要因であるが、自己の住宅の周辺に自分の所有耕地（農地改革以前ならば小作地の場合もある。歴史的には占有耕地）を集中させていることである。この調査地域について、正確にいえば、一般には自分の宅地を中央にして、東西に水路に沿って、約半分、もしくは過半の所有水田を集中させている。あとの所有水田は同じ大字内に存在する場合が多い。このほか一・五軒ないし二軒ぐらいいなれたところに畑を有する（第2表参照）。宅地に隣接して所有耕地が存在することは、宅地から農地までの通行

時間および運搬労働量、その他農業労働力を節減しうるし、耕地が分散しておれば、そこへの往復に要する時間だけ、農事に従事しうる時間が減ることになる。そこで、滝沢村における農家の自分の住居から所有耕地までの所要時間をみると、一般的に一五分以内が六五%、三〇分以内が三〇%、六〇分以内が五%という状態であるから、所有耕地の集中状態を窺いうることであろう。そのほか宅地周辺に所有耕地が分布していると、稲を刈置きしたり、堆肥を作るのに極めて便利であるからと村人は説明してくれた。勿論、現在では殆んど化学肥料であるが、耕地が集中していると何かにつけて農作業に便利であることは事実である。このようにして家屋が分散立地の形態を形成したものと考えられるが、この地域は計画的な農村造成ではなく、城下町をバックアップするための急造の開拓村であるから（前述の越前堰の説明を参照）、疎村・散村の形態を形成したものと考えられる。

なお、もう一つの要因を忘れてならないのは、南部藩の農政方針の一つである分家制限令である。これは南部藩が自己の藩領内は水田単作地帯で、しかも冷害におびやかされるので、水田の保護の一策であると思う。つまり、水田に宅地を設けることを厳禁し、水田は宅地とせず、分家する場合には未耕地に屋敷地を造成する。なお、分地を制限して、本百姓の高二十石を下らないように分地することを制約したので、分家すると自ら新地の開拓ということになるから、その開拓に便利なように、また農地改良に便なるように家屋を分散立地させることになる。つまり百姓の零細化を防ぎ、なお農村的土地利用の合理化をはかったものと考えられる。この時すでに、土地生産性の高い土地を農地に利用するという土地利用の合理化が進められていたことに注意すべきである。この点早くもスタンブの唱導するよ

うな土地利用の合理化原理[Ⓐ]と若干通じていた点があり、当時すでに合理的計画の構想の一端があつたことになる。しかし、その政令が、この地域の家屋分散を如何程規制したか後考をまたねばならないが、その政令の発令は、正

徳五（一七一五）年と宝曆四（一七五四）年^⑥であるから、越前堰^⑦が開鑿され、この地域の水田が開田された時期には、すでに、はじめの政令が発せられている。したがって、その規制をうけていると考えねばならない。

さて、そのような各要因に規定された家屋分散の集落形態を越前堰開鑿当時に復原することは、今直ちには容易なことではない。しかし、南部藩が寛保三年（一七四三）年に新田奉行をおき、積極的に開田に乗出してから、五〇年余後の享和三（一八〇三）年の南部藩史料の仮名附帳^⑧（享和三二年二月改訂）によれば、小字毎の軒数の記載があるので、これにより一応分布の状態を推察することしよう。この調査地である大字大沢・大字篠木・盛岡市大字土淵は南部藩政当時は厨川通（南部藩独特の呼称）篠木村・大沢村・土淵村（仮名附帳記載順序による）に相当する。さらに、その各村枝村毎に軒数が記録されており、文書に枝村と記されているが、これが現在の小字に相当する。ところが、過去の枝村の範圍、村（村落）の境域が現在の小字・大字のそれと一致するか否かは検討する必要があるとしても、一応、この調査地域の一部の軒数を掲げる。大沢はその当時四九軒、うち籠屋敷三、箸テ五、割田四、堰合四、谷地上六、半在家七、升村五、下屋敷三、小屋場四、清水屋敷三という分布密度の稀薄な分散状態である。享和当時の枝村名と現在の小字名と同一であるのが多いが、今直ちに對比することは、境界が変更されている場合があるので慎まねばならないが、仮りに枝村名と字名が変化していないものだけを對比すると、現在の軒数、籠屋敷は四、割田は一、鶴子一一、堰合一四、谷地上一という状態で、軒数の増減は約一六〇年余を経過しているにも拘らず、甚だおそい。家屋軒数の増減をみるとそれが明かである。享和三年の大沢の総軒数が四九であるが、約二〇年前の安永九（一七八〇）年のやはり、南部藩史料邦内郷村志（南部叢書五）の大沢の民戸数は五八である。これは軒数でなく、世帯数（納税義務者の）を表わしたものでかどうかは検討を要す。さらに明治一二（一八七九）年の一〇月の岩手県管轄地誌一号二

八（岩手県立図書館保管）の村誌の部をみれば、大沢の戸数は土族一、民七四戸、社一戸、計七六戸となっている。南部藩内ではそのように戸数変動を把握しうる史料が整っているので、藩内各集落の発達を戸数の変化から観察し、その様相を類型化して、発達の函数を見出したいと思っている。このことについては改めて論を展開したい。

家屋は分散しているが、その分散の基底には整然とした体系的な組織が存在する。その一つの組織は既述した通り、本家・分家・近隣関係の紐帯は流水方向に沿って緊密であり、さらに本家・分家の結合は本家を流水の上流に持ち、それを「要」として下流に半円状、すなわち扇状に分布する。それが寺院を中核として本家・分家の重層の圏構造が構成されている。これは胆沢扇状地の胆沢村字若柳でも総本家と寺院が大体同位置にあって、これを中核として第一次分家・第二次分家が重層の圏構造を形成する血縁的紐帯を有する分布組織がある^④。

そのような圏構造のなかの個としての一世帯（生活体）の農村的基礎生活圏を考えてみるために、各戸の所有耕地の分布を検討した。その所有耕地の分布には住宅との位置的関係において類型が存在することに気付いた。つまり、生活体としての家屋宅地の周辺に一団の所有耕地分布がある。この地域では大体一農家当り三筆から六筆ぐらいまでの水田群を有する。それらが家屋宅地の存在する同じ小字内にあり、所有水田面積の過半を占める場合がすくなくない。他の残りは、その小字外にあって、宅地から若干の距離を有するが、同じ大字内にあるので、歩行距離十五分以内にある。要約すると家屋宅地を中核として、宅地周辺の所有水田耕地群は第一の圏（内圏）を形成していることになり、その残りの所有水田が第二の圏（中圏）を構成する。その第一の圏は、前述した如く、刈置きしたり、堆肥を造ったりするためにその耕地を利用しなければならぬので、早稲を植付け、第二の圏の水田には中稲、晩稲を作付する。さらに第三圏（外圏）が存在することが多い。それは、約一・五軒もしくは二・〇軒はなれた大字大沢の北東

第 2 表 農家の所有地の所在地別分布面積

市町村別	大 沢 小 字	農 家 宅 地	(1) 居住屋敷と同小字内に所有する耕地面積(計)	(2) 隣接小字内に所有する耕地面積(計)	(3) (2)よりもまだ遠隔地に所有する耕地面積(計)	(4) 山林面積と原野
盛岡市	土 淵 谷 地 道	K ₁	198坪 水田 6反4畝23歩	水田 3畝19歩	畑 9反8畝2歩	1町5反7畝20歩
〃	〃	S ₁	147 水田 1・1・3	水田 1・1・3	畑 2・4・9・15	1・5・1・1
〃	〃	K ₂	145 水田 1・1・1・21 畑 2・23	水田 3・4・11	畑 5・5・2	0
〃	〃	K ₃	247 水田 4・7・8	0	畑 5・7・29	0
〃	〃	S ₂	154 水田 8・3・9	水田 3・4・22 畑 4・24	畑 1・0・1・20	2・8・5・1
〃	〃	S ₃	418 水田 1・2・5・27	水田 1・2・0・28 畑 6・0・23 畑 14	畑 9・2・28	5・1・9・18
滝沢村	大 沢 村 村	S ₁	405 水田 1・2・4・19	水田 6・0・23 畑 14	畑 1・7・6・18	15・9・7・27
〃	〃	S ₂	変更中 水田 7・20	畑 3・9・11	畑 3・5・14	0
〃	〃	S ₃	220 水田 5・1・15	水田 1・2・1	水田 4・3・1 畑 1・2・4・4	2・1・6・3
〃	〃	S ₁	302 水田 8・3・29	水田 1・7・8・29	畑 5・3・6	3・6・3・0
〃	〃	S ₂	233 0	水田 1・9・1	畑 8・1・24	1・2・8・2
〃	〃	S ₃	316 水田 1・1・7・6	水田 1・0・1・13 畑 2・9・27	畑 1・1・6・22	7・0・2・15
〃	〃	S ₄	168 水田 5・0・7	水田 1・6・27	水田 1・1・26 畑 1・1・6・19	2・9・0・12
〃	〃	K	199 水田 4・8・6	水田 5・3・0	畑 5・4・24	0
〃	〃	S ₁	279 水田 4・13	畑 1・2・16	0	2・1・6・17
〃	〃	S ₂	56 水田 2・22	水田 6・13	畑 3・2・1	0
〃	〃	S ₃	215 水田 4・22	水田 3・9・3	畑 6・5・1	0
〃	〃	S ₄	277 水田 6・0・7	水田 4・6・16	畑 7・4・9	0
〃	〃	S ₅	変更中 0	水田 9・4・12	畑 4・1・18	9・8・19
〃	〃	M	271 水田 2・2・16	水田 9・0・27	畑 7・2・14	0
〃	〃	K	322 水田 8・1・8	水田 4・7・27	水田 3・1・8 畑 8・4・4	1・3・9・18
〃	〃	S ₁	125 水田 6・5・5	水田 8・4・20	畑 9・6・27	1・1・0・22
〃	〃	S ₂	104 水田 6・8・14	水田 3・1・21	畑 1・4・0・10	0

部隣りにある大字鷓飼の岩手山麓の延長部にあたるところの、陸稻、果樹栽培の畑地群である。そしてそれらの耕地は大字や盛岡市と滝沢村の境域に関係なく、宅地と耕地の位置的に便利なように、滝沢村の農家が盛岡市大字土淵に耕地を所有するし、またその逆もある。なお、さらに耕地の他に山林を大抵の農家が所有する。集落の背後の奥羽山脈支脈の山林地帯に、杉、からまつ、雑木林を持っている。これが第四の圏になる。そこで、宅地を中心として四圏の重層圏構造を形成するのが、この地域の農家の農村的基礎生活圏構造である。この圏構造は本家程大きい。本家の場合は宅地面積も所有耕地面積も大である。例えば大字大沢にあるS家についてみるとその本家は宅地だけで五三二坪で、分家は四〇五坪である。また盛岡市大字土淵のS本家は四一八坪で、分家が一五四坪。K家の本家は二四七坪、分家は一四五坪と一九八坪という面積で大分差がある。

滝沢村南の紫波の場合についてみると、本家・分家の宅地の格差が大きい。大体の平均でみれば、総本家の宅地は一五〇坪であり、第一次分家は三六四、第二次分家が二三七、第三次のそれが一六一坪である^⑤。

なお、特異な関係は、家屋の水田を養うためと飲料水利用のために、水を基底として、流水を媒介として家屋と耕地、隣人同志の結合は緊密である。越前堰（幹線）から各大字への分水の分水口の規定は各大字の水利役員により管理され、大字への分水の水は大字の村民、つまりかつての村落共同体構成員の共同管理である。この村落共同体は今日、共同体としての紐帯は大きく変貌しているが、現在もなお堰の流水を飲料水に利用しているため、その管理についてはかつてと大きな変化はない。その共同体（大体地域は大字）が現今でも氏神の祭日に、共同飲食を媒介しながら村民の親睦をはかり共同体的紐帯を保っている。滝沢村では大字毎に氏神社を有し、それぞれに祭典も祭日も異なる。大字毎に氏神を中心とした独自の稲作慣行を有するのである。つまり灌漑用水の管理の範囲とかつての村落共同

体の地域が同じであり、現在でも流水の共同管理者と氏子仲間とが同じであることは、水を基底として共同体的結合が永く残存する結果となったと考える。

本研究の今後の課題

本研究を一言で要約すると、水と村落共同体の結合が強固であることを把握した。灌漑用水・飲料水を確保するために、村落内における血縁関係は水路流水に沿って、その結びつきは深く、近隣関係の交友社交も同じく水路に沿って緊密である。しかも集落内の個としての家は、血縁関係を基盤にしてみると、本家を中核として、西が要で、東に向って半円状に展開する圏構造を有する。それがまた寺院を核に圏構造を形成しており、水を基底とすると氏神を中心に氏子の結合が構成され、それが村民の共同飲食を媒介として、村民相互の親睦と結束をかためて、水を共同管理し、生活の基盤を維持、発展させて行く。

また集落を構成している個としての生活体である家庭は、農村的基本の生活圏は第一から第四までの重層の圏構造によって支えられている。これは冷害の多い当地域では、自己の住宅地の近傍に多くの所有耕地を確保して、そこに早稲を植え付けて、何時でも冷害にそなえるという過去からの稲作慣行に起因して、そのような圏構造を形成したのかも知れない。南部藩の「風土雜記」によれば、天候の条件から一毛作でも早稲でなければ、定率生産が確保出来なかったのである^{⑧A}。また南部藩の土地利用合理化の政策である分家制限令が家屋の分散形態を形成するようになった一要因であろうし、その分散と土地生産性の合理的利用が四圏構造を有する農村的生括圏が形成されたのではないかと考える。

右に要約したような村落の地域的性格はこの地域の特性であるが、この地域だけではない。散村・疎村地域にはそれに類する特性が多い。散村・疎村は殆ど、地下水の条件、営農形態、藩の政策などに起因する。営農上の要因に拠り、かつて、口分田は被給者の耕作に便利なように、なるべくその居住地に近い耕地を割り当て、また占有田が交錯しているときも交換は可能であることはわが国では遠く田令^⑧に定められている。ところが田令以前の自然発生村の村落の結合構成が強固である場合は別として、国家の広域的な計画的村落の形成には、田令に規定された通りである方が営農上合理的であり、また集落形態としては、散村の様相を示すことになる。したがって、わが国の古代国家権力を背景にして、国家の地域計画、農村が整備された地域は基本的には方格状地割を基盤にした散村である原理がなりたつ。方格状土地割に分布する散在家屋はわが国古代だけに限らず、古代のローマンセントゥリアの分布地域にもみられる^⑨。現在のローマンセントゥリアの遺構を明瞭に残存する北イタリアのポー河下流域では、今日の家屋分布は分散形態をとる^⑩。典型的な散村である。これが古代からの伝統的な形態であるか否かは検討を要する。古代の国家政策や地域計画の様々な要因があげられるが、具体的にローマのコロンが如何なる形態で居住していたか詳かでないが、ワイラー状であったといわれている。また近世の地主の耕地改良が大きな要因であるともいわれる^⑪。他にも、地域や時代は異なるが方格状地割に散居性がみられる。例えばインド・パキスタンの北部の開拓村落^⑫にも、またモルモン宗教徒の集落^⑬にもまた北米タウンシップ^⑭にもその散居性集落の様相がある。

このように、姿や形態は同じでも、機能や内容、性格は異なる場合が多いと考える。姿、服装は同じでも精神や心は同じでないのと同様に。そこで、それらの集落の内容を体系的に整理し統一することによって集落の源流と基底を明かにしたい。

さて、それと極めて関係の深いことであるが、わが国の律令的デスポティズム国家のフロンティアに相当する北陸・東海・四国・山陰に、典型的な散村が分布するのは何故なのか。過去から現在に至るまで、文化密度の高い地域、これはわが国の場合、畿内といえる。この畿内の古代の文化層は今日では畿内の深層に存在するが、時間を経過すると周辺に拡大伝播し、縁辺部に至る頃は相当に時間がたち、古代の文化層は表面に近づくことになる。しかしながら中央である畿内には次々と文化層が形成され、現在である表面には最も新しい文化層が現われているというプロセスダイアグラムが考えられる。これはテラーが世界全域というマクロな場合をもって考えた^④のであるが、これをミクロなわが国に適用することは慎まねばならない。このシェーマはなおさらに多くの実地調査の結果が統合され、より明確なものに形成されるであろうが、集落を研究する場合、そのシェーマの如く、地域と地域の体系的な系列と関連を考慮して、集落の体系と変貌を把握する必要がある。つまり、集落を研究する際、従前はややもすれば、ある時代の一齣の集落を対象にしたが、これからは集落と集落の地域的結合とその時間的変化、ある時代から時代へ移行する時期の集落と地域的関連を追及してほしいのである。たとえば、北上川中流域には「館」集落が多い。しかもその「館」集落の大部分は豪族屋敷村であるが、中世の豪族屋敷村が近世集落へと移行発展して行くとき、集村形態を形成するものと、散村形態をとるものがある^⑤。そこで、その要因とその地域的特性を把握し、具体的に如何なる状態で移行するかを明かにしたい。また古代末から中世にかけて一坪一作人という営農形態が現われている。この一坪というのは条里の坪である。その要因と集落形態については別に論及したいが、在家一宇田一町という形態も、尾張安食荘^⑥、遠江池田庄^⑦、山科^⑧や讃岐^⑨にもみられ、その他中部地方各地、北陸・関東・東北の各地にみられる^⑩。この在家の進化と集落の発達を追及し、在家から散村への関連を明かにすべきである^⑪。このようにわ

が国における集落の發達の系列を地域との関連において整理することは今日の歴史地理学・集落地理学においては重要な課題であると考へる。

追記

本研究は昭和三八年度科学研究費(総合研究 近世における集落構造の地域差とその展開に関する歴史地理学的研究 代表者 千葉大学教授菊地利夫理学博士)の一部による。筆者はそのうちの京都班(立命館大学谷岡武雄理学博士分担代表)に属した。本研究を進めるにあたり岩手大学教授川本忠平理学博士にいろいろと御教示をえた。今ここに誌上をかりて謝意を表す。

註および参考文献

- ① 山田安彦：景観構成要素としての社会規範 岩手大学文学部研究年報 二〇卷 一九六二年九月
- ② 山田安彦：古代の社会倫理と地域体系の成立 岩手史学研究 四四号 昭和三九年九月
- ③ マルク・ブロック著 河野健二他四名共訳：フランス農村史の基本的性格 創元社 昭和三五年八月 一〇—一一頁
- ④ 註②の拙稿において、古代日本の場合について論及し、社会倫理が地域体系を大きく規定していることを古文獻上より明かにした。
- ⑤ 註①の拙稿において、景観組織を分析する方法論的試論のなかで地理学的人間関係を論じた。
- ⑥ 高山岩男：所の倫理 哲学季刊一 一九四六年 六〇—一三七頁
- ⑦ 共同体と慣習については註①と②の拙稿において論説しておいた。
- ⑧ Lees, G. M. and N. L. Falcon: The Geographical History of the Mesopotamian Plains. The Geographical Journal, vol. 118—1, March 1952.
- ⑨ Forde, C. D.: Habitat Economy and Society—a geographical introduction to ethnology. Methuen, 1953. pp. 231—235.
- ⑩ 米倉二郎：条里の耕地割と登呂水田址 歴史地理学の諸問題 人文地理三の五・六 昭和二十七年一月
- ⑪ 鏡山 猛：弥生期の水田区画について(上) 史淵 九二輯 昭和三九年一月
- ⑫ Clark, J. G. D.: Prehistoric Europe—the economic basis—. London, 1952. p. 106.

- ⑬ プリミティヴな農耕が南イングランドでは新石器時代人と青銅器時代人により行なわれていた。
Houston, J. M.: *A Social Geography of Europe*. London, 1953. p. 54.
- ⑭ イングランドの低地に僅かに痕跡が残るが、その証拠を明確なものではない。Houston, J. M.: *ibid.* p. 54.
犁は青銅器時代すでに發明された。
- ⑮ Clark, J. G. D.: *ibid.* pp. 101~103.
犁は耕作地をめぐってMeitzen, A.: *Siedlung und Agrarwesen—der Westgermanen und Ostgermanen, der Kelten, Römer, Finnen und Slawen*. Berlin, 1895, Band 1, s. 272~284. に詳す。
- ⑯ Houston, J. M.: *ibid.* p. 54.
- ⑰ Bowen, H. C.: *Ancient Fields*. B. A. A. S. London.
- ⑱ 註⑯
- ⑲ Crawford, O. G. S.: *Archaeology in the Field*. London, 1960. pp. 87~97, 238.
オテレンバー著 籾内芳彦訳 一般農業地理学 朝倉書店 昭和三二年四月 一五四—一五七頁
高谷功：井田の意味するもの 歴史 一四輯 昭和三二年三月
- ⑳ 鈴井正孝：雍正年間に行なわれた井田制について 歴史 一一輯 昭和三〇年十二月
- ㉑ 谷岡武雄：畿内の村落と耕地 藤岡謙二郎編 畿内歴史地理研究 日本科学社 昭和三年所収
- ㉒ 谷岡武雄：近江国犬上郡の条里と湖東平野中部の開発 人文地理 八の五 昭和三一年十二月
- ㉓ 松本豊寿：新期数詞坪付地字に関する考察—条里制と關聯して—地理学評論 二七の一 昭和二九年一月
- ㉔ 大阪朝日新聞社刊 登呂
- 大場磐雄：古代農村の復元—登呂遺蹟の研究 あしかび書房 昭和三二年二月
- 菊池山哉：登呂遺跡の再検討 東京史談会 昭和三一年七月
- ㉕ 宮本常一：開拓の歴史 日本民衆史Ⅰ 未來社 昭和三八年六月 一〇一・一五七・一五八頁
- ㉖ 役畜の耕耘能力については、森嘉兵衛：近世奥羽農業経営組織論 有斐閣 昭和二八年一月 九三—一〇〇頁
- ㉗ 農業発達史調査会：日本農業発達史 一卷 中央公論社 昭和二八年一月 四〇四頁

- ②⑦ A 森嘉兵衛…前掲書 七六〇九〇頁 文書を挙げて詳論している。
- ②⑧ 農業発達史調査会…前掲書 二九二・二九三頁
- 筆者も南部藩の地理関係の文書について目下筆者の備忘用整理ノートを作っているが、その史料は未だ管見に入らず。
- 古島敏雄…日本農業技術史 時潮社 昭和二十九年九月 五一九・五二〇頁
- ②⑨ 森嘉兵衛…前掲書 七九頁
- ②⑩ A 農林省岩手山麓開拓建設事務所…国営岩手山麓改良事業計画書（発行年月無記・昭和三八年七月閣）
- ③① 道路・境界などの古代法における取扱については註①の拙稿において若干考察したので参照されたい。
- ③② A Stamp, L. D.: The Land of Britain and How it is Used. B. C., Longmans, 1946.
- ③③ 南部藩史料 分家制限令 盛岡市岩手県立図書館保管
- ③④ 越前堰並びにこれに關係する開田の南部藩の文書は未だ管見に入らず。その南部藩関係文書は残存しないということである。正確な史料はないが、天保十二年六月に綾織越前を滝沢村篠木山王社（現田村神社）に、篠木・大沢・鵜飼・土淵・平賀の有志が祀った。
- なお、清雲院（滝沢村篠木 曹洞宗）に越前堰記念碑があるが、これが唯一の史料である。碑文は岩手郡史および伊能嘉矩著 綾織越前之事蹟（大正十年十月）に収録されている。
- ③⑤ 南部藩史料 仮名附帳 盛岡市 岩手県立図書館保管
- ③⑥ 昭和三八年一〇月調査
- ③⑦ 川本忠平教授調査、同教授より御教示。
- ③⑧ A 森嘉兵衛…前掲書 五八・五九頁
- ③⑨ 令集解 田令 黒板勝美編 新訂増補国史大系 令集解 中篇 吉川弘文館 昭和三四年九月 三六一・三六七頁
- ③⑩ 註①の拙稿においてその要因を追及しておいたが、なお多くの問題があるので、後日改めて論を展開した。
- ③⑪ ① Meitzen, A. 一八九五年の Siedlung und Agrarwesen—der Westgermanen und Ostgermanen, der Kelten, Römer, Finnen und Slawen の付録地図第三〇図でケンタウリア地割に分布する散村を掲げ、第一巻の三二〇頁で論説しているが、散居性についての詳細な説述はない。

- ③⑧ イタリア二万五千分の一地形図 Àsolo, Castelfranco Veneto, Rosà, Bassano del Grappa, Noale, Scorgà, Dolo, Piletto, Forli, Forlimpòpoli, S. Pietro in Vincoli, Cesena, S. Giorgio di Cesena 図幅などは多々。
 ケントウリアの分布構造、遺構分布と家屋分散については稿を改めて論じた。
- ③⑨ 竹内啓一：メタウロ河流域の農村景観 地理学評論 三六の四 一九六三年四月
- ④⑦ Schwarz, G.: Allgemeine Siedlungsgeographie. Berlin, 1961. s. 106.
- ④① Schwarz, G.: *ibid.* s. 146.
- ④② Schwarz, G.: *ibid.* s. 159.
- ④③ Taylor, G.: Urban Geography. Taylor, G. (ed.): Geography in the Twentieth Century. London, 1960. p. 503.
- ④④ 昭和三十七年度 科学研究費の一部により調査、中間報告にしておいたが、近い将来に、具体的にかつ詳細に論じらるゝであらう。
- ④⑤ 康治二年七月十六日 尾張国安倉荘立券文 醍醐寺文書 平安遺文六卷(二五二七)二二一〇—二二二・二二二四・二二一五・二二一七—二二三頁
- ④⑥ 嘉応三年二月 遠江国池田荘立券状 松尾神社文書 平安遺文七(三五六九)
- ④⑦ 保元三年五月一日 山城国勸修寺領田島検注帳 勸修寺文書 平安遺文六(二九二二)二三九七—二四〇四頁、保元三年五月十日 山城国安祥寺領辺田島在家検注帳案 勸修寺文書 平安遺文六(二九二三)二四〇五—二四一〇頁
- ④⑧ 久安元年十二月 讃岐国善通曼茶羅寺々領注進状 書院部所蔵文書 平安遺文六(二五六九)二一六九—二一七四頁
- ④⑨ 豊田武：初期封建制下の農村—主として在家と名の重層的構造について、児玉幸多編 日本社会史の研究 昭和三〇年五月所収 六四・六五・七八・七九・八〇頁
- ⑤① 在家から散村という過程をたどるかどうかにについては実例を分析しなければならないが、東北地方における「在家」の分解は豊田論文(前掲論文)で指摘している如くに「在家」内部にいくつかの屋敷があらわれ、また「在家」の田地が何某作と呼ばれる細片に分かれて行く。在家については多くの問題がある。
- 大石直正：「在家」をめぐる最近の動向 歴史 一〇輯 昭和三〇年八月
- 在家の進化については 中村瑞恵：在家の進化について—特に香取文書を中心として 法政史学一六 昭和三九年三月

筆者は中尊寺領陸奥国骨寺村を実地調査し、均等在家が成立した過去から、今日の散村形態を示す過程を追及している。骨寺村については、伊藤信・辺境在家の成立―中尊寺領陸奥国骨寺村について―歴史 一五輯 昭和三二年一〇月の労作がある。

文保二年（一三一八）骨寺村出物日記（中尊寺・奥州平泉文書六九）、嘉暦三年（一三二八）売券（中尊寺・奥州平泉文書七二）、永和二年（一三七六）骨寺村在家日記（奥州平泉文書九三）および中尊寺所蔵の骨寺村絵図二葉